

(3) 函館市医療・介護連携支援センター

医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していけるように、市民の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談をお受けしたり、高齢者の医療・介護に携わる方々の連携についてサポートをしております。

相談先 富岡町2丁目10-10 (函館市医師会病院内1階)
TEL 43-3939 *相談料は無料です

(4) その他

相談機関名	所在地	電話
函館市社会福祉総合相談センター ・認知症高齢者処遇相談 (第2・第4木曜日 10時~15時)	若松町33-6 あいよる21 3階 (函館市社会福祉協議会)	23-8969
函館認知症の人を支える会 ・認知症の相談 (毎週木曜日 10時~15時)	若松町33-6 あいよる21 3階 (赤とんぼの会)	27-4060
◆NPO法人 北海道若年認知症の人と家族の会 (毎週火・水・木曜日 10時~15時)	札幌市中央区北3条 西7丁目1-1 緑苑ビル608 (北海道ひまわりの会)	011-205-0804 090-8270-2010
◆北海道認知症コールセンター 北海道認知症の人を支える家族の会 (平日 10時~15時)	札幌市中央区北2条 西7丁目かでの2・7 4階	011-204-6006

◆若年性認知症コーディネーターが配置されている相談機関

高齢者虐待についての相談先

「高齢者虐待防止法」では高齢者(65歳以上の人)の虐待とは、家族など養護者(介護者)による虐待または介護施設従事者などによる虐待と定義しています。

虐待問題の難しいところは、養護者(介護者)が介護により心身共に疲労し、追い詰められていることが少なくないことです。虐待していることに気づいても、様々な理由で自分では歯止めが効かなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐためには、高齢者からのサインに気づき、ためらうことなく通報していただくことが大切です。また、介護の負担を軽減する対策をとること、問題が生じているときは第三者が介入するなどして、虐待の芽を摘むことが大切です。

高齢者の人権が侵害される高齢者虐待については、下記へご相談ください。

相談先 高齢福祉課 相談支援担当 TEL 21-3025
函館市地域包括支援センター 裏表紙一覧